

第2章 調査各国の図書館政策・図書館概要

第2章 調査各国の図書館政策・図書館概要

本章においては、まず、調査対象国ごとに、図書館関連政策の経緯、所管機関、立案・推進体制や生涯学習政策との関連性、図書館の設置・運営状況等を概観する。具体的には、まず、各国の行政機構や行政サービス推進に関するこれまでの流れと現在の特徴を把握した上で、現在、取り組まれている図書館関連政策を分析する。

特に、韓国及びシンガポールは、2005年に図書館政策または図書館情報化政策に関する中期戦略を発表している。そこで、公立図書館政策がどのように検討され、どのような方向性が打ち出されているかを分析する。あわせて、公立図書館と異なる種類の図書館との連携・協力をどのように構築するか、読書振興や教育振興に関する政策との連携についても分析する。

次いで、韓国国立中央図書館(NLK)やシンガポールには国立図書館庁(NLB)等、国立の機関が、監督する関係行政機関とどのような役割分担の下、公立図書館の振興を図っているかを把握する。なお、韓国の場合、公共図書館施設は複線的に設置・運営されているため、文化観光部だけではなく、教育人的資源部との役割分担についてもあわせて分析する。

最後に、図書館設置数や司書等専門職数等の定量的情報を確認する。これらの概要を把握することは、図書館政策の内容や公立図書館の管理運営状況を進展状況に関する理解の一助となると思われる。

1. 韓国

韓国では、現在、国の中央図書館である「韓国国立中央図書館(NLK)」とともに、日本の「公立図書館(図書館法上の図書館)」と類似性の高い公共機関として、行政上は一般自治と教育自治の2つラインの下、2種類の「公共図書館」と1種類の「平生学習館」があげられる。文化観光部所属の韓国国立中央図書館が人材育成や学術情報機関との連携などの面で指導・支援している「公共図書館」に加えて、「平生学習館」を本報告書の対象とするのは、次のような「平生学習館」の設置背景があるためである。

「平生学習館」は、本来、「平生学習法(平生学習は、日本語の生涯学習に該当)」の制定により、平生教育の実施や平生教育士養成のために設置・運営されている生涯学習施設とされている。しかしながら、平生学習館の中には、「図書館及び読書振興法(詳細は後述)」の制定に伴い、「1996年12月31日までに司書職として補する」という公立公共図書館長の任用要件へ対処(館長の司書職任命を回避)するため、従前公立公共図書館であったものが、平生学習館に名称変更した施設が多いとされている。

3つの類型の設置館数、根拠法、及び自治体区分に応じた位置付け等は、以下のとおり。

区分	名称	所管行政機関	設置館数 (2004年12月末時点)	根拠法
類型①	公立公共図書館	地方自治体	250館	図書館及び読書振興法
類型②	公共図書館	教育庁(教育人的資源部)	223館	図書館及び読書振興法
類型③	平生学習館 ²	同上	不明	平生学習法

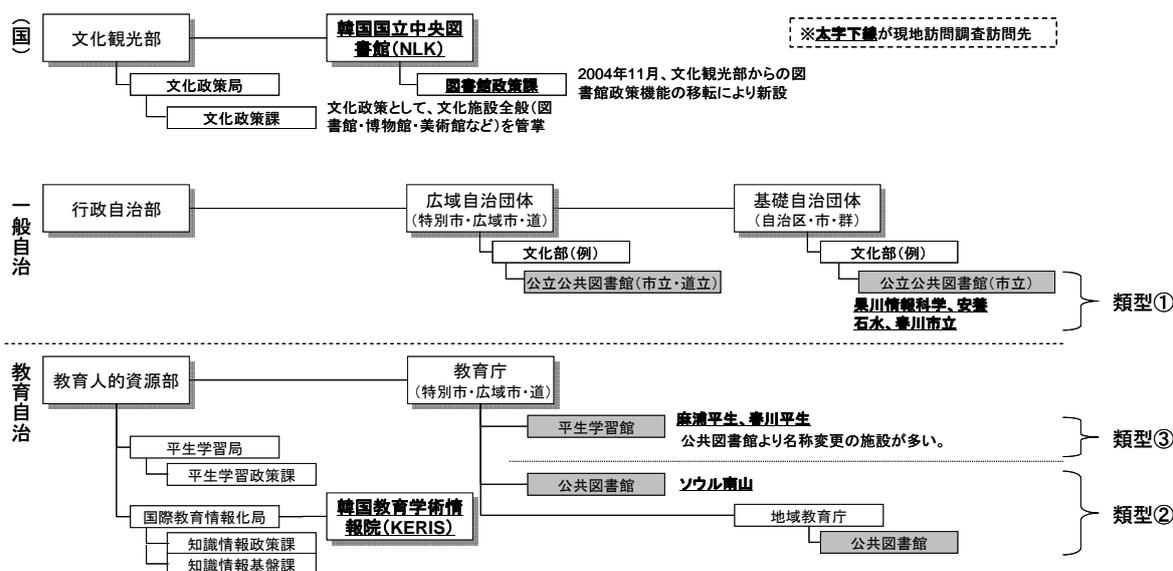


図 2 韓国の公共図書館における2つの行政ラインと3つの類型

(1) 韓国におけるこれまでの図書館関連法規や所管部署の変遷

ア. 図書館政策の担当行政機関に関する経緯

韓国において図書館は、1963年制定の「図書館法」で、一般的には、規定されていた。この図書館法は、全館種の全国的な図書館政策を提示している総合法としての性格を有していた。1987年の全面改正により、司書資格のグレード化、図書館情報協力網の構築等が実施された。

<「図書館振興法」の制定と文化部(文化観光部)への担当行政機関の移管(1991年)>

1991年に「図書館法」が廃止されて「図書館振興法」が制定され、図書館行政を所管する国の行政機関が、教育部(現在の教育人的資源部)から文化部(現在の文化観光部)へ移管された。同時に文化部内に図書館政策課が設置された。(1994年12月の政府組織再編の際、博物館課と統合し、図書館博物館課に名称変更。)

² 平生学習館の呼称については、自治体によって平生教育情報館、文化情報センター等、多様であるが、本報告書では「平生学習館」と統一して記述する。

この行政機関の移管により、図書館政策が、教育政策であると同時に、文化政策としての要素も含まれることとなった。また、「図書館振興法」において、各図書館の位置付けや運営体制が見直された。

- 韓国国立中央図書館を国家代表図書館として明示。
- 国または地方自治体が設立・運営する公立公共図書館の館長については、1996年12月31日までに司書職を補するという規定を明示。

<「図書館振興法」から「図書館及び読書振興法」への改正(1994年)>

1994年、さらに、「図書館振興法」を改め、「図書館及び読書振興法」が施行された。同法の目的は、国家的次元で図書館を設置し、国民一般に読書の機会をより多く提供することにある。

実際、従前までの公共図書館の設置基準が、最低300坪の面積、閲覧席が200席以上、基本蔵書数が15,000冊、年間蔵書増加が1,500冊以上と定められていたため、小規模の図書館新築は困難であり、結果として公共図書館の設置推進が進んでいなかった。しかし、新法において、公共機関に限らず、民間団体や企業体等がこの基準に満たない小さな図書館(文庫)を設置されるようになった。また、民間団体、企業等が図書館及び読書振興基金に寄付する場合には、税金の控除を受けることができるようになったため、図書館の設置が進むこととなった。

<韓国国立中央図書館への図書館政策機能の移管(2004年)>

その後、2004年には、文化観光部から韓国国立中央図書館(NLK)へ多くの政策機能が移管された。これに伴い、文化観光部の図書館博物館課は廃止された。次いで、2005年、韓国国立中央図書館は、「図書館政策課」を新設する等の組織整備を実施した。

このように、韓国では、政府による中央集中型の政策及び事業の推進から、政策立案の分権化及び現場移譲型の事業の推進への転換が進められている。なお、現在、文化観光部における図書館行政担当の事務官は、韓国国立中央図書館より派遣されている2名が充てられている体制になっている。

これには、図書館・博物館・美術館などの分野における政策機能の一部を国の行政機関である文化部から、それぞれの中央機関に現場移管することにより、専門性と現場性が確保できるという判断があったためである。

<(参考)図書館及び読書振興法(1994年3月24日公布、法律第4746号)の骨子>

- 図書館の一般的な目的と機能を遂行しているが、図書館の基準に達していない規模の読書施設として文庫を設立することができる(法第2条第2号)。
- 図書館及び文庫の設立、施設及び資料の拡充、読書の振興に必要な資金を充当するため図書館及び読書振興基金を設置し、文化体育部長官がこれを管理・運用する(法第9条)。
- 図書館または文庫は業務の相互協力と共同利益の増進のため文化体育部長官の許可を受けて、図書館協会または文庫協会を設立することができる(法第14条)。

イ. 各時期に応じた図書館政策や図書館情報化政策の変遷

<図書館政策:文化観光部が担当行政機関であった時期(1991年～2004年)>

文化観光部は、2000年3月に「図書館情報化推進総合計画」を公表し、2002年8月には「図書館発展総合計画」による21世紀の図書館像を提示した。

前者は主に情報化のための国策事業、後者はあらゆる館種の図書館発展のための中長期ビジョンと位置付けられており、特に、「図書館発展総合計画」では、公共図書館の拡充、所蔵資料の拡充、公共図書館施設の評価などに関する2011年までの計画も提示された。

さらに、文化観光部は図書館情報化政策も推進しており、「図書館情報化推進総合計画」の樹立を端緒として、教育人的資源部、行政自治部、情報通信部、企画予算処等の関係部署と協議し、「共同計画」を策定した。

なお、前述の図書館情報化推進総合計画樹立の背景は、2000年2月当時、金大中大統領が、韓国の劣悪な図書館の実態を痛感し、「図書館が国民の情報化への欲求を満足させ、その役割を果たすことができるよう、関係部署が協議し図書館情報化総合対策を樹立・推進すること」を指示したことによる。

<文化観光部が推進した図書館情報化政策の第1段階:2000年から2002年まで>

前述の「図書館情報化推進総合計画」の樹立を端緒とし、文化観光部は、教育人的資源部、行政自治部、情報通信部、企画予算処等の関係部署と協議し、「共同計画」を策定した。

同計画の背景には、2000年2月当時、金大中大統領が、韓国の劣悪な図書館の実態を痛感し、「図書館が国民の情報化への欲求を満足させ、その役割を果たすことができるよう、関係部署が協議し図書館情報化総合対策を樹立・推進すること」を指示したためであった。

第1段階では、公共図書館のデジタル環境づくり、中核的なプログラム・コンテンツの拡充を中心に整備された。

- 文化観光部は、全国の公共図書館に「デジタル資料室」の設置を目指し、コンテンツの運営のためのコンピュータサーバー及びソフトウェアを韓国国立中央図書館(NLK)の「公共図書館標準資料管理システム」(KOLAS II)と「国家資料共同目録システム」とともに普及させ、公共図書館の情報化基盤づくりを行った。
- 一方、教育人的資源部は、学校図書館215館を選定し「デジタル資料室」を設置するなど、韓国教育学術情報院(KERIS)を中心に情報化事業を展開した。

<文化観光部が推進した図書館情報化政策の第2段階:2003年以降>

さらに、ユビキタス図書館の考えに基づき、文化観光部は、デジタルコンテンツの持続的拡充と多様化を通じて、いつでもどこでも自由に利用できる図書館の実現を目指した取組を行っている。具体的には、「図書館発展総合計画」に基づき、第1段階事業で推進できなかった残りの公共図書館と学校図書館、文庫に「デジタル資料室」を設置し、現在コンテンツの確保や図書館サービスの拡大を推進している。

現在図書館政策の立案・推進の主体となっている韓国図書館協会においても、公共図書館が紙資料と電子資料の結節点として有効な機関であるという考えの下、情報コミュニケーション技術

の急速な発展に対応し、両者の連携の重要性を認識している。

教育人的資源部、行政自治部、情報通信部、企画予算処等の関係部署と協議し、「共同計画」を策定した。

< 図書館政策機能：韓国国立中央図書館へ移管後の時期(2004年以降) >

その後、2004年に文化観光部より図書館政策機能を移管した韓国国立中央図書館は、2005年10月に「知力強国」を標榜する「(韓国)国立中央図書館2010」(以下、「国立図書館2010」と表記)を公表し、今後の図書館政策・図書館情報政策の方向性を明確化した。

現在、韓国国立中央図書館は、この「国立図書館2010」ビジョンを通じ、図書館の運営水準の向上だけでなく、国民の生活の質的向上を図っている。

(2) 現在の図書館政策・図書館情報化政策

「国立図書館2010」に記されている、基本目標及び基本原則、具体的な政策内容は、以下のとおりである。なお、詳細な推進課題については、本章最後の補論を参考のこと。

ア. 「国立図書館 2010」の基本目標及び基本原則

国立図書館2010の中で、韓国国立中央図書館の中核的価値として、4つの基本目標と政策推進委にあたっての4つの基本原則を明らかにしている。

- 基本目標
 - － 韓国の知識文化遺産の自尊心と宝庫(Pride & Repository)
 - － 知識情報の流通管理及び提供サービスセンター(Provision Center)
 - － 図書館政策・研究の中心体(Policy & Research Hub)
 - － 国内・外図書館との交流協力窓口(Portal & Gateway)
- 基本原則
 - － 収集資料及び提供サービスのハイブリッド化
 - － 知識情報のアクセス(利用)権利の強化と平等化
 - － 大衆(国民)密着型図書館及び読書文化の生活化
 - － 国家の文化発展及び経済成長の動力化

イ. 「国立図書館 2010」における具体的な政策内容

韓国国立中央図書館は、2010年までに国家文献資料の一千万点への増加を達成し、国民が時間と空間の制約なく自由に図書館情報を利用できるよう、ユビキタス図書館環境を推進している。これに基づき、ネットワーク情報資源の消滅に関する利用者からの懸念の声もあがったため、約1200億ウォン(約1兆4388億円)の多額の予算を投入し、2008年開館予定の国立デジタル図書館を建設している。開館後、国立デジタル図書館は、国家デジタル情報総合センターとしての機能を有するとともに、国の代表図書館を象徴する1つの図書館と位置付けられることとなる。

一方、全国の公共図書館についても、設置館数の増加を目指している。主な目的は、国民の知識情報の格差解消及び情報アクセス権(情報接近権)を保障することであり、障害者・老人・児童青少年等のための図書館プログラムを開発・普及しつつ、アクセスが容易で生活環境に密着した小規模の図書館建設を積極的に推進する計画である。具体的な設置館数の目標として、現在の486館(現在人口10万人当たり1館)から2010年までに710館(人口6万人当たり1館)への増加を明らかにしている。

なお、2006年5月開館予定の「子ども・青少年図書館」は、子どもや青少年に図書館サービスに関する、国レベルの政策モデル図書館と位置付ける予定である。

(3) 図書館における読書振興政策

韓国では公共図書館が、子供・学生の読書活動や学習活動への支援を重視している。具体的には、まず、教育人的資源部傘下にある公共図書館は、初等学校(日本の小学校に相当)、中学校、高等学校や特殊学校³にある学校図書館との連携・協力活動を行っている。例えば、ソウル特別市の場合、ソウル特別市教育庁の4つの公共図書館が地域別に連携・協力活動を行う学校図書館を担当している。

また、平生教育法の制定後、教育人的資源部が公共図書館における生涯学習機能の追加提供を重視する姿勢を打ち出している。これにより、公共図書館から平生学習館への名称変更が進んだとされている。

このような政策的背景があり、実際に現地視察を行った都市部の公共図書館の学習室では、読書や学習の目的で来館する学生・子供で満室の状態であり、しかも、持ち込みの教材だけでなく、公共図書館の館内資料も利用している状況であった。図書館は読書活動や学習活動の場であるという認識が浸透していると思われた。



図 3 学習活動が盛んなソウル南山図書館内の
閲覧室



図 4 利用者で一杯の麻浦平生学習館の
子ども図書室

³ 身体的・精神的・知的障害等によって特殊教育を必要とする者に幼稚園・初等学校・中学校または高等学校に準じた教育と実生活に必要な知識・技能及び社会適応教育を行う。(出典:韓国の教育自治/財団法人自治体国際化協会ソウル事務所)

(4) 図書館関連政策の立案・推進体制

韓国の場合、韓国国立中央図書館(NLK)及び韓国図書館協会(KLA)が、法改正の方向性や政策内容を主体的に取りまとめ、政府への政策提言を行っている。体制面では、文化観光部訓令により、「国家図書館政策諮問委員会」の委員に韓国図書館協会会長が定められていることや、韓国図書館協会副会長職2名のうち1名が継続的に韓国国立中央図書館長を兼任していること等が挙げられる。特に、後者については、韓国図書館協会が、法改正を含めた政策提言活動を行う大きな要因となっている。

実際、文化観光部から韓国国立中央図書館への政策立案機能が委譲された2004年当時、韓国図書館協会等を中心とする韓国の図書館界が、国レベルの政策機能の弱体化を危惧するという視点から反対運動を展開したことがあった。このときは、全国図書館大会で「対政府建議文」を採択し、国へ提出したほどであった。

また、韓国図書館協会は、現在検討されている「図書館及び読書振興法」の法改正において、立案過程の公聴会の司会・パネリストを担い、前会長である国会議員とともに、図書館発展政策に関する報告書を大統領に対する直接上申を行っている。

このように、韓国国立中央図書館及び韓国図書館協会は、政府に対する政策提言活動(ロビイング)を継続的に実施し、政策提言力が強力かつ主体性があることが、韓国における政策立案・推進における特徴となっている。

前述したように、韓国では、現在、日本の「公立図書館(図書館法上の図書館)」と類似性の高い公共機関を所管する国の行政機関が、文化観光部、行政自治部、及び教育人的資源部に分散し、公共図書館の系列が一般自治と教育自治に二元化されている。このことは、文化観光部や韓国国立中央図書館が発信する図書館政策を円滑かつ迅速に全国に展開する上で、障害であると指摘できる。

ア. 国の行政機関(文化観光部及び教育人的資源部)の役割

韓国では、国の中央図書館である韓国国立中央図書館が政策立案・推進の主体的な担い手となり、所管・監督する国の行政機関である文化観光部や教育人的資源部が果たす役割は、法体系の整備や設置・運営管理面における予算配分が中心となっている。実際、現地訪問調査における韓国国立中央図書館職員からも、「現在の文化観光部の機能は法体系の整備のみである」という指摘があった。

また、公立図書館事業は、必要経費の対価を利用者からの料金によって賄うような公共サービスではないため、国の行政機関による予算配分が求められる。韓国では、公共図書館を所管する文化観光部及び教育人的資源部それぞれが、予算配分機能及び人事機能を保有している。特に、教育人的資源部は、公共図書館の約50%、私立等を含めた全図書館の約90%を所管しているため、教育人的資源部や教育庁の影響度は大きいと言える。

<(参考)韓国の「図書館及び読書振興法」における予算に関する条項>

- 文化観光部が、図書館の設立・運営に必要な基金の管理・運用主体(図書館及び読書振興法第9条、同施行令第8条)。
 - － 読書振興のための地方公共団体への補助、図書館協力網の構成・運営や職員の資質向上等の読書振興事業に運用可能。
- 公立図書館運営予算は、一般会計より供出(図書館及び読書振興法第23条)。

(5) 図書館サービスの指標⁴

ア. 公共図書館の設置状況(2004年12月末時点)

項目	一般自治における 公立公共図書館 (特別市、広域市、 道、市)	教育自治における 公共図書館 (特別市・広域市 の教育庁、道教育 庁、地域教育庁)	私立図書館	合計(全国)
設置館数	250館	223館	14館	487館
1館当り人口				99千人

イ. 公共図書館の運営状況(2004年12月末時点)

項目	蔵書冊数	年間増加冊数
合計(全国)	38,424千冊	4,766千冊
人口1人当り	0.8冊	
人口千人当り		99冊

項目	職員総数	うち、司書職
合計(全国)	5,644人	2,179人

⁴ 本項目における「公共図書館」は、「図書館及び読書振興法」における図書館を言う。すなわち、前項に提示した3つのパターンのうち、「一般自治における公共図書館」と「教育自治における公共図書館」のみを指し、さらに「私立図書館(日本と同様、数は少ない)」を含めたデータである。なお、出典は、「図書館年鑑2005」(韓国図書館協会)。

項目 ⁵	年間運営予算	うち、資料購入費
合計(全国)	345,624百万ウォン (約42,339百万円)	44,347百万ウォン (約5,432百万円)
人口1人当り	7,179ウォン (約878円)	921ウォン (約113円)

ウ. 公共図書館の利用状況(2004年12月末時点)

項目	利用者数	貸出冊数	閲覧冊数
合計(全国)	133,207千人	60,468千冊	112,231千冊
人口1人当り		1.3冊	2.3冊

エ. 社会・経済環境(2004年12月末時点)

項目	人口
全国	48,142千人

(6) 韓国における図書館関連政策の今後の方向性

韓国では、現行の「図書館及び読書振興法」の見直しや国の行政機関における諮問委員会の位置付け見直しなどの検討が進められている。現在、2005年に入って、「図書館及び読書振興法」を改正する要求が強まり、最近単独の「図書館法」制定に向けて国会議員による発議がなされた。この背景には、図書館に関する基本法としての性格を明確にしつつ、社会環境の変化に対応し、図書館発展総合計画に基づき知識基盤社会の中核的な情報文化センターとして機能する図書館の社会的責務と役割を法的により明確化する必要があったためである。

ア. 図書館関連政策に関する法改正等の内容⁶

- アウトリーチ・サービス政策を反映するために、法の目的として国民の情報アクセス権と知る権利の保障、情報格差解消を明確化
 - － 障害者・子どもなど知識情報の習得に恵まれない階層に対する支援
 - － 国レベルの障害者図書館支援センターの設立・運営 等
- 館種別図書館の発展・支援政策に関する内容の明示

⁵ 韓国ウォンの為替レートについては、日本経済新聞が2006年3月10日発表の水準を適用。1韓国ウォン＝0.122250円。

⁶ 出典：カレントアウェアネスNo.1578「韓国における図書館情報政策の動向」及びカレントアウェアネス-E376「『図書館及び読書振興法』の改正案、相次ぐ(韓国)」(国立国会図書館)

- － 地域別保存専門図書館の設立
- － 図書館政策の樹立・施行のため、地域ごとに広域代表図書館を設置
- － 「文庫」の設置・運用に関する規定の見直し 等
- 読書振興に関する法律の分離
 - － 「図書館法」への名称変更
 - － 現行法の第9章「読書振興」を「読書振興法」として独立
- 国レベルの図書館政策機能の見直し
 - － 図書館政策を提案する図書館情報政策委員会の設立
 - － 政策担当機関に図書館発展計画を5年ごとに樹立することの義務付け 等

「図書館情報政策委員会」については、現行の文化観光部大臣の諮問機関である「国家図書館政策諮問委員会」を、国務総理の諮問機関として位置付けることを狙っている。さらに、韓国図書館協会のコメントによると、図書館情報政策委員会の下部組織として、広域自治団体(特別市・広域市及び道の16団体)に図書館サービス委員会を設置する見込みのようである。

「図書館情報政策委員会」の設置が実現すれば、国レベルの図書館情報政策の遂行が一本化、一体化され、文化観光部、行政自治部、及び教育人的資源部間の政策調整が緩和される。韓国図書館協会などの政策立案・推進側の意向では、2006年中の設置を目指しているようである。

「国立図書館2010」は、読書振興政策についても政策推進の方向性を提示し、国レベル読書振興事業の企画・調整活動の担い手としての「国民読書推進委員会」(仮称)の設置や現行の「図書館法及び読書振興法」を改正し、同法第9章を独立させる形で、「読書振興法」(仮称)の制定を目指している。また、公共領域での読書活性化のため、行政自治部、教育人的資源部、女性家族部、青少年委員会などとの共同事業の推進を目指している。

また、関連法規として、2004年7月に「学校図書館振興法(案)」制定運動が推進されている。しかし、司書教諭の配置問題に関する関係者間の認識に差があるため、学校図書館法をめぐる議論は進まない状態にある。

現地訪問調査を踏まえると、2006年中の学校図書館法改正と学校における専任司書教諭の配置など学校図書館政策の見直しについても、韓国図書館協会が継続的に関与している模様である。

2. シンガポール

シンガポールでは、現在、国の中央図書館である「シンガポール国立中央図書館庁(NLB)」を中心に、3種類の公立図書館が設置されている。

名称	所管する国の行政機関	設置館数 (2005年7月末時点)	根拠法
地域図書館(Regional Library)	情報通信芸術省	3館	シンガポール国立図書館庁法
コミュニティ図書館 (Community Library)		20館	
コミュニティ子供図書館 (Community Children's Library)		18館	

(1) これまでの図書館政策の概略

ア. 図書館政策と担当行政機関に関する経緯

シンガポールでは、1992年6月、次世代の図書館サービスの在り方について検討するため、100人以上の図書館員と国家コンピュータ委員からなる「Library2000検討委員会」を発足させた。

1994年3月5日に、「IT2000」計画(詳細は後述)に沿い、以後10年間のマスタープランとなる図書館整備計画としての「Library2000」(以下、「L2000」と表記)が取りまとめられ、発表された。この中で、図書館を情報化社会における知識データベースと位置付け、情報化促進の手段として図書館の活用を図ることとした。

1995年には、国内公立図書館の中央館として国立図書館を運営する国立図書館庁(National Library Board : NLB)が設置され、国立図書館及び公立図書館の管理と運営を行っている。同時に、国立図書館庁法(National Library Board Act)が制定され、国立図書館庁(NLB)の役割・機能が明示された。

さらに、「Library 2000」を具体的に実現してゆくために、1996年に「ルネッサンス都市」構想と呼ばれる戦略プランを提示した。具体的には、NLBが向こう8年間の実行計画を策定し、政府は10億シンガポールドルの投資を行うこととなり、国内の図書館システム整備、新たな国立図書館や地区図書館などの建設、電子情報源を含めた資料の充実、及び図書館員の教育・養成や運営費等に充てられた。

イ. 「L2000」の概要

「L2000」の策定にあたって、当時のシンガポール図書館事情調査を実施したところ、欧米先進国と比べて設置状況や利用水準が遅れていることが判明した。

- 公立図書館数は、20万人に1館の割合で設置。

- － 1990年に欧州文化都市(European Culture City)に選ばれたグラスゴウの6万5千人に1館という割合に比べるとかなり低い。

- 図書館の利用状況:1年間に公立図書館を訪れたことがある人は人口の12%。
- シンガポール人が1年間に読む図書は、16.5冊であり、米国の3分の1の水準。

一方、シンガポールの一般認識として、少ない国土に立地する国として人的資源こそが最大資源であり、国民の知的水準の向上は国際競争上不可欠であることは明確化されていた。そのため、シンガポールが目指す学習国家(a learning nation)に向けて、公立図書館システムの大規模な見直しが行われ、「L2000」の策定のきっかけとなった。「L2000」には、6つの戦略が示されるとともに、公立図書館の設置目標が定量的に提示された。

- 「L2000」の戦略

- － 1) 順応性のある公立図書館システムの構築
- － 2) ボーダレスな図書館ネットワークの整備
- － 3) 調整されたナショナル・コレクションの形成
- － 4) マーケット指向の良質なサービスの提供
- － 5) ビジネスやコミュニティとの共生関係の構築
- － 6) グローバルな知識ハブとしての役割の確立

- 「L2000」における公立図書館の設置に関する目標

- － 公立図書館を3つの階層に分け、各階層について設置目的及び対象、目標設置館数を明示
 - 1) 地域図書館(Regional Library):従来の分館の2倍の規模を持ち、40万冊の蔵書を備える。地下鉄やバスで15分以内の距離に位置し、全ての図書館サービスが受けられる。地域図書館の設置目標館数は5館とし、一般市民やビジネス利用者を対象とする。
 - 2) コミュニティ図書館(Community Library):分館の半分の規模を持つ図書館であり、10万冊から20万冊の蔵書を備える。バスで10分以内の距離に位置し、図書や雑誌、視聴覚資料の貸出などの図書館サービスを中心とする。地域の住民を対象とする。設置目標館数は、18館。
 - 3) 近隣図書館(Neighborhood Library):10歳以下の子供を対象とする蔵書冊数1万冊から1万5千冊の小さな図書館で、徒歩10分以内の距離に設置される。設置目標館数は100館。現在、コミュニティ子供図書館(Community Children's Library)と呼称。
- － 学校図書館や学術図書館の増強、ビジネス図書館やアート図書館のネットワーク形成も推奨され、2002年9月には初の舞台芸術図書館であるlibrary@esplanadeが開館された。

(2) 現在の図書館政策・図書館情報化政策

シンガポール国立図書館庁は、2005年7月、「Library2000」の成果を踏まえ、今後5年間の基本戦略をとりまとめた「Library2010」(以下、「L2010」と表記)を発表した。「L2010」の副題として、

“Libraries for Life（生活の中の図書館）”や“Knowledge for Success（成功を導く知識）”を掲げ、公立図書館が学習・情報拠点となることを目指すことを明確にした。

「L2010」の中で、シンガポール国立図書館庁は、経営（管理運営）理念（ミッション）を国の競争力強化や魅力ある社会形成のために国全体の学習力を拡充することと定義し、社会経済への真の刺激を創造できるように世界の知をシンガポールにもたらすことを目指すとしている。

現地訪問調査においても、“革新(Innovation)”という言葉を用いて、自分や社会に関する知識を身につけて、学んでいく能力という利用者の学習力(Learning Capacity)の向上を重視していることが、判明した。

ア. 「L2010」の基本原則

「L2010」では、知識情報化社会へ進展していくために必要な国民の学習力の向上や知識・情報へのアクセス確保において、図書館は重要な役割があると指摘している。その上で、図書館の機能・役割を検討するために、3つの基本原則を掲げている。

- 顧客サービスの基本は、生活の中の図書館、成功を導く知識
(Libraries for Life, Knowledge for Success)
 - － 地域発展や自己実現に関するニーズを満たすという、知識社会の骨組みの構築に寄与する社会資本整備を支援すること。
 - － 利用者の経済的ニーズを満たすような、より競争力があり創造性のある知識経済を目指すために必要な知識・情報を提供する拠点となること。
- 地域全体への図書館サービスの提供 (Serving the Whole Community)
 - － 地域社会の多種多様な知識情報ニーズや学習ニーズに対応するように、図書館サービス内容を深めていくこと。
 - － 主な図書館サービス対象
 - 少数民族コミュニティやコミュニティ組織
 - 障害者
 - 非雇用者、高等教育を受けていない労働者、生涯学習者、退職者
 - 両親とその介護者
 - 外資系企業、地場企業、中小企業、起業家、企業団体
 - 公的調査機関及び民間調査機関
 - 専門家及び専門家団体
- シンガポールの知識チームにおける不可欠な役割
(Playing a Vital Role in Singapore’s Knowledge Team)
 - － 国全体の図書館サービス事業者として、図書館のミッションや目的に合致する戦略的なプロジェクト・事業においてリーダーシップを発揮すること。
 - － “知識社会シンガポール”に向けた各種機関の取組を補完・支援すること。

イ. 「L2010」の基本方針

戦略の取組の方向性として、5つの基本方針を示している。

- 知識資産ネットワークの構築と利活用の推進
- 特に協働活動支援を中心とした技術の利用
- 利用者コミュニティ活動支援
- 専門性のある業務・サービスの拡張
- 利用者への影響度から見た図書館業務・サービスの評価

(3) 図書館における読書振興政策

シンガポールは、1965年のマレーシアからの分離独立以来、「人材」が最大で唯一の資源であると認識し、国の将来を担う有能な人材を積極的に発掘・育成する学校教育に注力している。現在でも、教育費が歳出の20%強を占め(2004年度予算)、国防費に次ぐ規模となっている。特に、シンガポール国内だけでなく、海外でビジネスができるように、英語による教育を原則とし、教育課程全体でも、実学(語学、数学、自然科学)を重視する傾向にある。

その一方で、シンガポール国民の読書習慣の不足や読書意識の低さを懸念する声が挙げられ、図書館を通じた読書振興や専門図書館の設置の必要性が認識されている。

(4) 図書館関連政策の立案・推進体制

「L2010」の中には、“IMAGIN IF”と題した様々な公立図書館利用場面を描いたコラムがあり、そこで、公立図書館はどのような利用者へどのような形で図書館サービスを提供するかが、わかりやすく例示されている。これらの図書館利用場面は、シンガポール国立図書館庁職員(マネージャクラス及び司書が中心)がL2010検討プロジェクトの一環として設けられたフォーカスグループにおいて、利用者や外部専門家等へ面接・インタビューを踏まえて作成したものである。このフォーカスグループは、公立図書館の利用者や外部関係機関、公立図書館業務・サービスの切り口から、24個も設置された。

<(参考)シンガポールの法定機関(Statutory Board)⁷>

シンガポール国立図書館庁(National Library Board:NLB)は、シンガポールの法定機関の1つである。この「法定機関」とは、管理・財務面で高い自主性のある政府関連機関として、政府の開発戦略を担い、政治・経済・社会の目標の達成に大きな役割を果たしている組織体である。具体的には、以下のような特徴を有している。

- 国会で制定された法律に基づき設立、法の中でその機能、業務範囲、権限などが定められている。
 - － 監督省庁(NLBの場合、情報通信芸術省)の傘下にあり、監督省庁を通して国会に責任を持つ。

⁷ 出典:自治体国際化フォーラム176号(2004年6月号)を基に作成

- － 傘下に子会社や関係会社を持つことができる。
- － NLB以外の情報通信芸術省傘下の法定機関として、国家遺産庁(National Heritage Board:NHB)、メディア開発庁(Media Development Authority:MDA)、情報通信開発庁(Infocomm Development Authority Of Singapore:IDA)、等がある。
- 運営の責任は、上級公務員、民間企業人、専門家、組合役員等が参画する役員会にある。
 - － 役員会会長には議員や上級公務員、あるいは当該法定機関が関連する分野における著名な人物が就任することが多い。

(例)シンガポール国立図書館庁の現在の役員会構成(2006年2月時点)

- － 役員会会長:首相府公共サービス局事務次官(公務員)
- － 役員会副会長:不在ないしは不明
- － 役員(定員:10人以上20人以下、現在は14人)
 - 公務員:5人(国立大学教員2人含む)
 - 民間企業役職員:6人(公認会計士1人、司書1人含む)
 - 評議会役員:1人
 - 大学図書館長:1人
 - 個人:1人
- 財源は、国庫補助金あるいは法定機関の業務収入である。
 - － 法定機関の業務内容により、基本的には業務の中から収入を得て運営費用を賄い、国庫から定期的な運営資金を受け取っていない機関と、主に国庫の補助金で運営を賄っている機関がある。これは、各法定機関の設立を定めた法律に、それぞれの法定機関の財源について定めてある。
 - － シンガポール国立図書館庁の場合、NLB法に基づき、調査研究サービス等より業務収入を得ることができるが、運営費総額の80%以上は情報通信芸術省を通じた政府からの交付金(Grants)によって賄われている。また、運営費だけでなく、新たな図書館施設を設置するための施設整備費については、政府が主な出資者である基金(Fund)が利用されている。
- 職員は公務員ではなく、それぞれの法定機関が独自に採用する。但し、法定機関の最高執行責任者は、公務員人事委員会が公務員の中から人選する。

ア. 国の行政機関(情報通信芸術省)の役割

シンガポールでは、韓国と同様に、国の中央図書館であるシンガポール国立図書館庁が政策立案・推進の主体的な担い手として、予算策定を行い、それに対して情報通信芸術省を通じて予算が配分されている。国の行政機関である情報通信芸術省の役割は、事務遂行にとどまる。現地訪問調査調整時の同省職員のコメントからも、図書館政策はシンガポール国立図書館庁が主体であるという意識が強い。

例えば、2004年度の財務諸表によると、運営費総額比の約92%は、政府からの交付金となっている。但し、交付金の具体的な利用方法は、NLB法第7条によりNLBが意思決定することができる。

- 2004年度NLBの運営費総額:約165百万シンガポールドル(約12,153百万円)
 - － 運営収入:約23百万シンガポールドル(約1,656百万円、13.6%)
 - － 交付金総額:約151百万シンガポールドル(約11,135百万円、91.6%)

(5) 図書館サービスの指標⁸

ア. 公立図書館の設置状況(2005年7月末時点)

項目	地域図書館 (Regional Library)	コミュニティ図書館 (Community Library)	コミュニティ子供図書館 (Community Children's Library)	合計(全国)
設置館数	3館	20館	18館	41館
1館当り人口				106千人

イ. 公立図書館の運営状況(2005年3月末時点)

項目	蔵書冊数 (図書及び新聞・雑誌)	うち、図書蔵書冊数	年間受入冊数 (図書及び新聞・雑誌)	うち、図書年間受入冊数
合計(全国)	7,996千冊	7,310千冊	656千冊	595千冊
人口1人当り	1.8冊	1.7冊		
人口千人当り			151冊	137冊

項目	職員総数	常用職員 (フルタイム)	うち、司書職 ⁹	臨時職員 (パートタイム)
合計(全国)	1,386人	841人	数百人程度	545人

⁸ 本項目における「公立図書館」は、前項に提示した3階層ある公立図書館の「地域図書館」「コミュニティ図書館」「近隣図書館(コミュニティ子供図書館)」を指す。なお、「コミュニティ図書館」の中に「国立レファレンス図書館」が含まれる。出典:Annual Report 2004/2005(National Library Board)及びシンガポールの概況(在シンガポール日本国大使館)を基に作成。

⁹ 現地訪問調査におけるコメントに基づく推定値。また、「シンガポールにおける図書館情報学教育の動向(Christopher Khoo Soo Guan 南洋理工大学情報学部通信情報学科助教授)」によると、職業的司書は約550人とある。この人数には、大学図書館や研究機関に所属する職業的司書が含まれていると思われる。

項目 ¹⁰	年間運営費	うち、資料購入費
合計(全国)	165,402千シンガポールドル (約12,154百万円)	22,061千シンガポールドル (約1,621百万円)
人口1人当り	38.15シンガポールドル (約2,804円)	5.09シンガポールドル (約374円)

ウ. 公立図書館の利用状況(2005年3月末時点)

項目	利用者数	貸出冊数	閲覧冊数
合計(全国)	29,800千人	60,468千冊	26,343千冊
人口1人当り		1.3冊	6.1冊

エ. 社会・経済環境(2004年12月末時点)

項目	人口
全国	4,335千人

(6) シンガポールにおける図書館政策の推進の方向性

シンガポール国立図書館庁は、「L2010」を踏まえた具体的な活動計画を策定しているところである。その上で、今後、デジタル図書館事業への取組や公立図書館内のオープンスペースを活用した体験・交流活動(Social Learning Space)を重視する予定である。

すでに、必要な予算の手当てはついており、2006年2月末に図書館を休館の上で実施する、NLB全職員によるスタッフ・フォーラムの場で、NLB上級職員からの説明を基に、具体策が検討される予定である。

3. 中国(上海市)

中国政府における図書館政策を所管する行政機関は、文化部にあり、国の中央図書館である中国国家図書館や図書館団体である中国国家図書館学会が各地の公立図書館を取りまとめている。また、上海市の公立図書館は、文化部の地方文化庁局と上海市立図書館政策が、所管している。なお、根拠法について、国レベルでは未制定であるものの、上海市に図書館に関する法令(規制)が設けられている。

¹⁰ シンガポールドルの為替レートについては、日本経済新聞が2006年3月10日発表の水準を適用。1シンガポールドル=73.48円。

名称	設置館数 (2004年12月末時点)	根拠法
市立図書館	2館	上海市公共图书馆管理办法 (上海市公立図書館管理法)
区立・県立図書館	26館	
街道(郷・鎮)立図書館	227館	

(1) 中国及び上海市の図書館政策の概略

中国政府における図書館担当部署は、「文化部社会文化図書館司図書館処」であり、図書館事業の以下を所掌している。但し、図書館固有の法令(図書館法等)は制定されていない。

- 各種図書館など社会文化事業の発展や組織化の実施
- 図書館の文献資源の建設、発展、利用に関する指導
- 図書館同士の協力や標準化、現代化建設の推進、及び古典文献の保存事業の指導

上海市の公立図書館については、中国政府文化部の地方文化庁局である、「上海市文化广播电视管理局(上海市文化放送映像テレビ管理局)」が統一的に管理し、上海市各区の文化行政管理部門が当該区の公立図書館を管理している。

上海市の公立図書館の管理運営については、上海市の法令(規制)である「上海市公共图书馆管理办法(上海市公立図書館管理法)」によって定められている。

上海市の図書館は、「上海図書館・上海科学技術情報研究所」と「少儿信息港(少年児童情報ポータル)」が、市の中央館として位置付けられている。

- 上海図書館・上海科学技術情報研究所(以下、「上海図書館」と表記)
 - － 中国国内で、唯一、公立図書館と科学技術情報研究所(国家科学技術部が管理し、中国全土に設置されている科学技術研究機関の1つ)の合併した図書館情報連合体
- 少儿信息港(少年児童情報ポータル)
 - － 中国の各直轄市・各省にある少年児童図書館の1つ

上記の中央館の下に、行政上の区や県(具)に対応した区立・県立図書館、区や県より小さい行政区分である街道(郷・鎮)に対応した街道(郷・鎮)立図書館がある。また、第4級の図書館として、住宅地や農村地等の居住区には居住区(村)図書室が存在する。

一方、公立図書館と異なる種類の図書館である、大学図書館・専門図書館は、上海図書館を中心とする図書館ネットワークに組み込まれ、分館の1つとして位置付けられている。

(2) 図書館政策の立案・推進体制

中国では、図書館界の関係者の団体である中国図書館学会が、大学図書館や科学情報研究所を含めた図書館界の意見をとりまとめ、中国国家政府へ意見活動を行っている。情報ネットワーク伝送権保護条例(「信息网络传播权保护条例」)の草案に対しても、有識者や国や地方公共団体の行政機関担当職員による専門委員会を設置し、中国国務院に直接意見を具申するなど、条例制定へ積極的に参画している。また、中国図書館法の設置にも、2005年11月の専門委員会総

括討論において、“積極的に図書館の立法に参加して論証を調査研究し、図書館の立法の過程を進める。”とし、2006年内の立法化を目標としている。

上海市においても、上海市人民会議が、2004年1月に、「『上海市図書館条例』の制定に関して」を公表し、同条例の制定の方向性を打ち出している。

(3) 図書館サービスの指標(上海市)¹¹

ア. 公立図書館の設置状況(2004年12月末時点)

項目	市立図書館 (中央館)	区立・県立図書館 (分館)	合計1 (全市)	街道(郷・鎮)立図 書館	合計2 (全市)
設置館数	2館	26館	28館	227館	255館
1館当り人口 ¹²			622千人		68千人

- (参考)設置館数に算定していない図書館の館数
 - － 大学図書館及び専門図書館:14館
 - － 住宅地や農村地域に分布している居住区(村)図書室:約5,000箇所

イ. 公立図書館の運営状況(2004年12月末時点)

区分		蔵書冊数 (図書及び新聞・雑 誌)	年間受入冊数
市立図書館及び区立・県立図 書館	合計(全市)	5,852万冊	101万冊
	人口1人当り	3.4冊	
	人口千人当り		58冊
街道(郷・鎮)立図書館を含めた 公立図書館全体	合計(全市)	6,376万冊	123万冊
	人口1人当り	3.7冊	
	人口千人当り		70冊

区分		職員総数	うち、司書職
市立図書館及び区立・県立図 書館	合計(全市)	2,009人	不明
街道(郷・鎮)立図書館を含めた 公立図書館全体	合計(全市)	不明	不明

¹¹ 出典:上海市文化广播电视管理局(上海市文化放送映像テレビ管理局)、上海市人口和计划生育委员会(上海市人口計画生育委員会)ホームページ及び上海統計年鑑(上海市統計局)を基に作成。

¹² 1人当たりの数値は、常住人口ベースにて算定(以下、同じ)。なお、常住人口については、「社会・経済環境」の項を参照のこと。

区分 ¹³		年間運営予算	資料購入費
市立図書館及び区立・県立図書館	合計(全市)	不明	不明
	人口1人当り	不明	不明
街道(郷・鎮)立図書館を含めた公立図書館全体	合計(全市)	不明	10,178万元 (約1,498百万円)
	人口1人当り	不明	5.84元 (約86円)

ウ. 公立図書館の利用状況(2004年12月末時点)

区分	利用者数	利用冊数
市立図書館及び区立・県立図書館	1,317万人	1,341万冊
街道(郷・鎮)立図書館を含めた公立図書館全体	不明	2,100万冊

エ. 社会・経済環境(2004年12月末時点)

区分	常住人口	戸籍人口
全市	17,422千人	13,524千人

- 中国では、戸籍を保有している人(戸籍人口)に、一年以上居住している人を加えた人口を常住人口としている。

4. 調査各国及び日本の主な図書館サービスの指標の推移比較

調査対象である韓国、シンガポール、上海と日本との主な図書館サービスの指標に関する推移を比較すると、以下ようになる。なお、本調査において取得した統計データの中から、比較可能な指標として、蔵書冊数、資料購入費、及び貸出数を抽出した。

<各指標共通の注記事項>

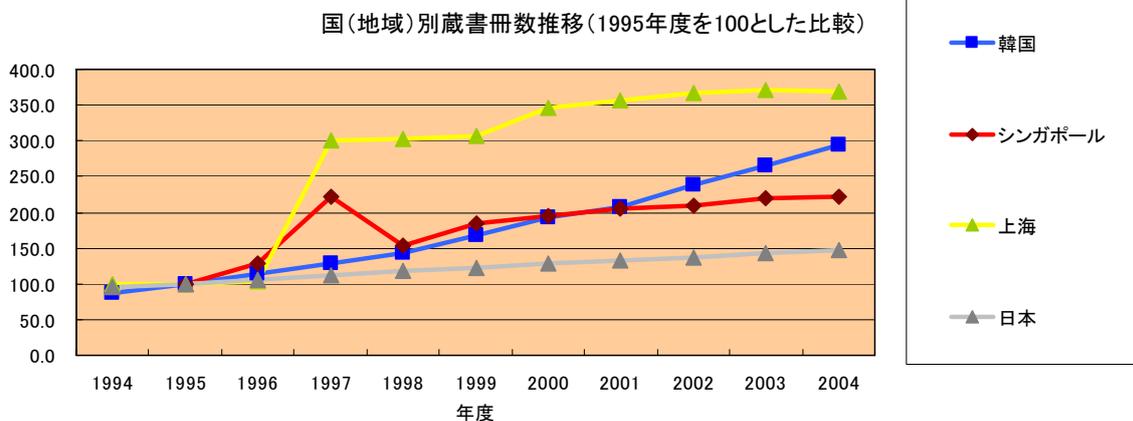
- 国(地域間)の比較時期は、1994年度から2004年度までである。
 - － 但し、韓国と上海の年度末は12月末(1994年度末は1994年12月末)、シンガポールと日本の年度末は3月末(1994年度末は1995年3月末)となる。
- 上海における各指標の1人当り水準を算定するために利用している人口は、常住人口。
- 空白部分は、データを取得していない、あるいは取得したデータに不備が見受けられるた

¹³ 中国人民元の為替レートについては、中国情報局が2006年3月10日発表の水準を適用。1中国元=14.72円。

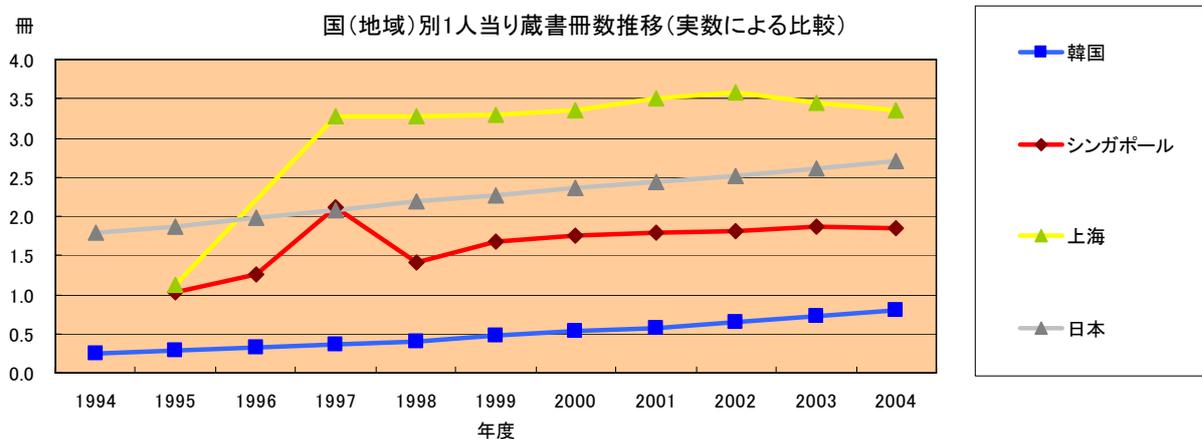
め、算定していないことを表す。

- 詳細な指標比較データについては、巻末資料を参考のこと。

ア. 蔵書冊数



国・地域	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
韓国	86.2	100.0	113.8	129.0	142.3	168.5	193.3	207.2	237.9	264.7	295.1
シンガポール		100.0	128.9	222.2	154.2	183.5	195.0	205.1	209.1	219.5	222.2
上海	99.1	100.0	104.2	301.4	303.2	306.2	346.8	357.4	366.7	371.6	369.0
日本	95.4	100.0	106.4	112.2	117.9	122.3	127.5	132.2	137.2	142.3	147.0



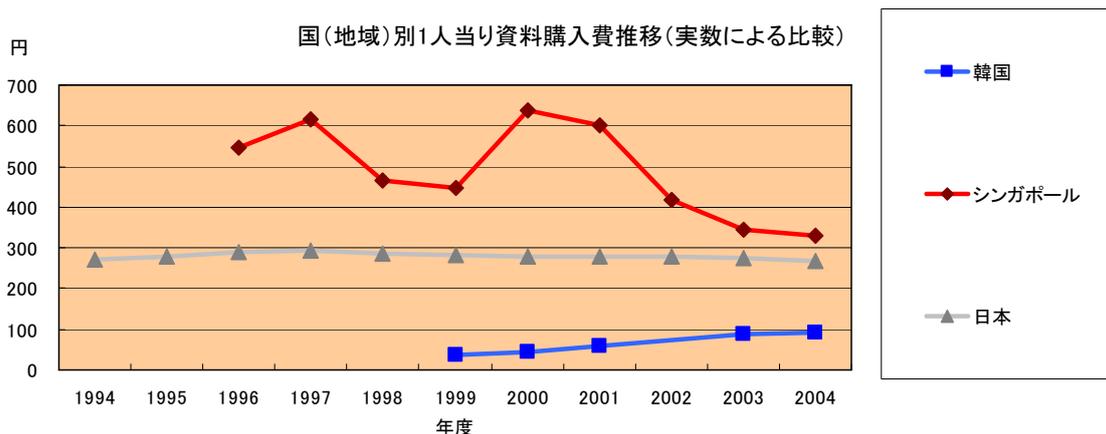
国・地域	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
韓国	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	0.6	0.7	0.7	0.8
シンガポール		1.0	1.3	2.1	1.4	1.7	1.7	1.8	1.8	1.9	1.8
上海		1.1		3.3	3.3	3.3	3.4	3.5	3.6	3.4	3.4
日本	1.8	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5	2.6	2.7

<注記事項>

- 蔵書冊数に関する定義
 - － 韓国及び日本: 図書のみ
 - － シンガポール及び上海: 図書及び雑誌・新聞の合計

イ. 資料購入費

1995年度のデータは、日本以外で取得できなかったため、国(地域)全体の比較は省略。



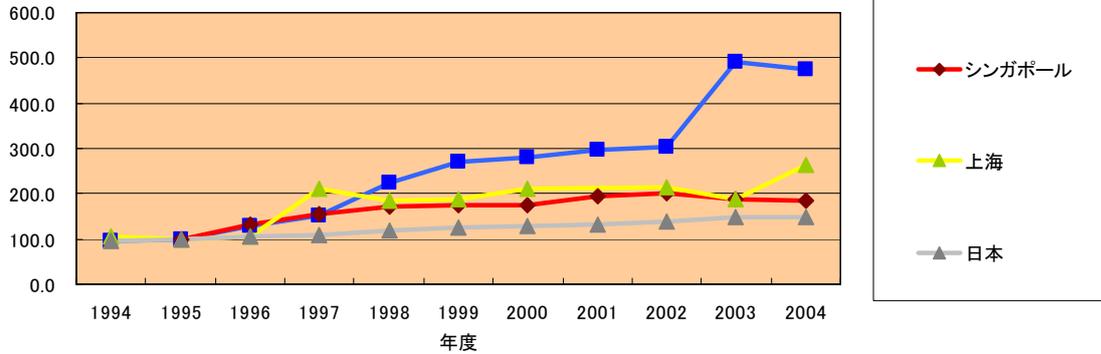
国・地域	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
韓国						38	45	59		87	92
シンガポール			548	614	465	448	637	601	417	345	331
日本			303	315	299	296	293	288	292	285	281

<注記事項>

- 資料購入費に関する定義
 - － 韓国: 資料購入のための予算額
 - － シンガポール: 財務諸表に記載の資料購入費
 - － 日本: 経常的資料費及び臨時的資料費を合わせた決算額

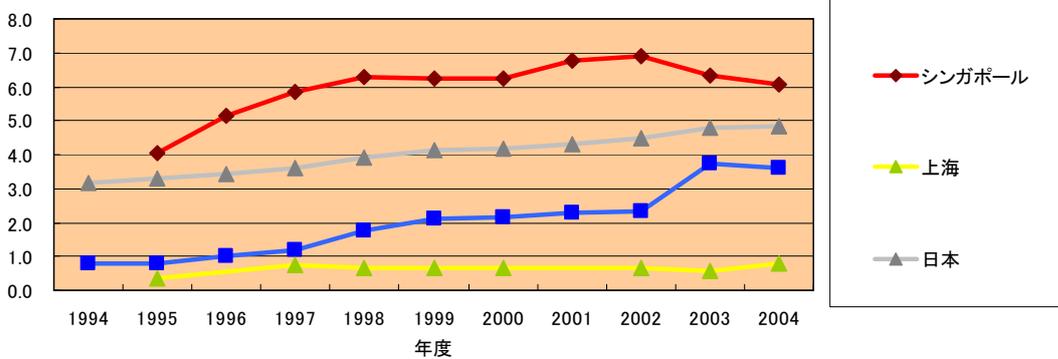
ウ. 貸出数

国(地域)別貸出数推移(1995年度を100とした比較)



国・地域	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
韓国	94.3	100.0	128.8	150.2	225.5	270.6	278.6	298.2	301.9	492.7	473.6
シンガポール		100.0	132.4	155.6	172.6	173.2	175.4	195.9	200.9	188.9	184.6
上海	103.9	100.0	107.1	209.4	185.2	189.2	210.0		214.1	188.5	264.5
日本	95.9	100.0	104.9	109.9	120.1	126.9	129.1	132.4	138.4	147.8	149.5

国(地域)別1人当り貸出数(貸出・閲覧数)推移(実数による比較)



国・地域	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
韓国	0.8	0.8	1.0	1.2	1.8	2.1	2.2	2.3	2.3	3.7	3.6
シンガポール		4.0	5.1	5.9	6.3	6.3	6.2	6.8	6.9	6.3	6.1
上海		0.4		0.7	0.6	0.7	0.6		0.7	0.6	0.8
日本	3.2	3.3	3.4	3.6	3.9	4.1	4.2	4.3	4.5	4.8	4.8

<注記事項>

- 資料数に関する定義
 - － 韓国及び上海: 貸出・閲覧数
 - － シンガポール: 貸出数
 - － 日本: 図書と視聴覚資料を合わせた貸出数

5. 第2章のまとめ

(1) 国策の中における図書館政策の位置付けについて

韓国やシンガポールにおいては、国全体の読解力の向上や情報リテラシー教育の充実を目指すために図書館政策が展開されていることに大きな特徴があると言える。全国各地に設置されている公立図書館が、各地の多様な情報を提供する拠点、あるいは、読書活動、学習活動や知識習得の場として、位置付けられることによって、読解力強化や情報リテラシーのための教育を図るため、図書館への十分な投資が行われてきた。

このように、公立図書館が、社会的基盤を形成する公共機関であることを明確化することこそ、国全体の図書館振興の推進の原動力となると言える。そうした意味で、韓国やシンガポールの図書館政策は、日本において公立図書館政策を所掌する文部科学省生涯学習政策局や政策実施の主たる機関である地方公共団体の教育委員会に対して、参考にできる点が多い。さらには、社会的基盤を形成する公共機関という位置付けは、国の各行政機関や地方公共団体の主張部局においても、参考となる視点と言えよう。

また、昨今の日本の社会では、活字離れや読解力の低下が懸念され、あるいは、顕在化している事象がある。改めて公立図書館を読書機会・学習機会の場として積極的に活用することは、教育政策上も、きわめて有効であると言えよう。

(2) 図書館政策の立案・推進の担い手について

韓国やシンガポールで、上記の図書館政策を立案・推進する主たる機関は、それぞれの国の中央図書館である(韓国国立中央図書館及びシンガポール国立図書館庁)。また、中央図書館は来館利用者への各種サービスを提供する公立図書館の1つである。このように図書館現場の経験や図書館業務の専門性を有する機関が図書館施策の立案・推進を担い、政策提言を積極的に行ってきた。

これらの機関による図書館施策の立案・推進の進め方には、以下のような特徴がある。

- 図書館法だけでなく、図書館施策に関連する法規を整備し、公立図書館の位置付けを法的に明確化したこと。
- 政策決定機関・諮問機関・委員会等を活用し、政策形成・決定過程において政策の質と効率性の向上のために重要な役割を發揮できるようにしたこと。また、これら各委員会は、政府関連部署と専門家・専門団体などから構成され、法律に基づく常設機構として位置付けたこと。
- 政策経営・決定過程における図書館情報学教育担当者、専門職等の積極的な参加があったこと。これにより、政府内における図書館政策の優先度が高まる傾向にあること。

(3) 図書館サービスの指標について

調査各国とも図書館政策に注力し、継続的に予算が投じられてきた結果、各種の推移において、急速な伸びを示している。公立図書館の機能を地域の情報拠点と捉え、人材面での社会的基盤を整備した各国では、地域の潜在的経済力を強化していると捉えることができる。

(補論)韓国及びシンガポールの図書館政策詳細と国際交流状況について

(1) 「(韓国)国立図書館 2010」における4つの基本目標ごとの主要な推進課題

- 韓国の知識文化遺産の自尊心と宝庫(Pride & Repository)
 - － 蔵書拡充のための制度の確立と整備
 - 全世界の韓国関連資料、オンライン資料、ウェブサイトなど網羅的な収集基盤構築
 - － 資料の収集機能の強化
 - 国内・外の韓国関連資料調査及び影印を通じ韓国資料の集積化
 - 米国国立文書記録庁(NARA)の韓国関連資料の体系的な影印収集
 - 中国・台湾等の韓国関連の古文獻に対する影印事業の推進
 - － デジタル情報資源の拡充とアーカイブ構築
 - 韓国関連のウェブ資源の体系的収集・保存・利用
 - 地域センターアーカイブの設置及び協力網の構築
 - － 資料の科学的保存管理と伝承
 - 韓国資料保存センター機能遂行
- 知識情報の流通管理及び提供サービスセンター(Provision Center)
 - － 知識情報サービスの主題専門家及び多様化:主題専門司書制度の運営
 - － 図書館政策の情報サービスの提供
 - － 知識情報の格差解消及び情報アクセス権の保障
 - － 知識情報の標準化及び情報システムの効率化
 - KOLIS-NET参加機関の拡大(350館から500館へ)
 - 原文情報データベース構築の拡大(32万冊1億ページから56万冊1億5千万ページ)
 - デジタル図書館建立・運営
 - 「国家書誌情報センター」(仮称)設立運営推進
- 図書館政策・研究の中心体(Policy & Research Hub)
 - － 図書館政策・研究体制の構築
 - 図書館研究所の設置推進や司書職の専門性強化
 - － 図書館の拡充・建立の支援及びサービス改善事業の推進
 - 公共図書館拡充のための建立支援(487館から710館へ)
 - 小さい図書館の建立推進
 - 公共図書館の標準運営マニュアル作成・配布
 - － 汎国民読書振興事業
 - 汎国民読書推進委員会の構成・運営(民・官合同)

- 国民読書振興のための広報活動の強化:国民読書実態調査の拡大(隔年を毎年)
- 国内・外図書館との交流協力窓口(Portal & Gateway)
 - － 国内図書館の相互協力強化
 - 国内図書館間の交流・協力網拡大推進
 - 館種別図書館間の協力事業増大
 - 全国各種図書館対象の相互貸借サービスの推進
 - － 国際図書館交流・協力強化
 - 東アジア図書館間の交流・協力強化として、中国・日本図書館中心の交流から東アジア周辺国家との拡大交流を推進
 - 世界主要図書館間の交流協力の強化(5カ国から20カ国に拡張)
 - 海外の韓国学関連機関・大学等との協力強化
 - － 国民のための開かれた図書館運営及び参加拡大
 - 「図書館の友(FONLOK)」組織化
 - 全国図書館・情報センターの統合案内サービス運営
 - 図書館利用者開発及び教育や「図書館利用者委員会」の構成・運営

(2) 「L2010」における知識力向上・生涯学習発展に向けた図書館と外部機関との連携イメージ

- ①Architect: 基準・枠組みの構築
 - － シンガポールの知的資産の適切な調整と保存を行い、個人や企業・団体が知識情報へのアクセスを構築する。
 - － (例示)デジタル化に関するプロジェクトチームを編成し、国家レベルでライセンス供与に関するスキームを検討の上、紙媒体及び電子媒体であるシンガポールの資産をアーカイブする。
- ②Builder: 図書館ネットワークの構築
 - － 生涯学習やリテラシー教育のために必要な資産を、直接または教育省・人材開発庁を通じて提供する。
 - － (例示)図書館が積極的に提供できる講座として、言語、情報リテラシー、読解、ライティング、ストーリーテリングがある。
- ③Catalyst: 情報交流の触媒
 - － 情報に対する均等なアクセスを確保するように後見役としての機能。
- ④Partner: ナレッジ創出活動の支援
 - － シンガポール発の知的財産を発信し、新たな知の創造を演出する。学校や学術機関との協力を行う。
- ⑤Complementor: ナレッジ習得活動を補完
 - － 流通している知識に関するガイドラインの提示。
- ⑥Facilitator: 知識活用に対する支援
 - － 情報通信開発庁や規格生産性革新庁と連携し、知識の生産性向上に貢献する。

- － (例示) 人材開発庁と一緒に学習フェスティバルを開催したり、知的所有権庁とともに知的財産や著作権に関する理解普及活動を行ったりする。

(3) ASEAN 諸国におけるシンガポール国立図書館庁の役割

シンガポール国立図書館庁(NLB)は、現在、東南アジア地域における図書館界の関係強化を重視し、東南アジアライブラリアン協議会(Congress of Southeast Asian Librarians: CONSAL)¹⁴において積極的に活動している。2001年にNLBが主導でCONSAL Webを立上げ、地域における図書館専門職同士のコミュニティ促進や情報共有を図っている。

また、ASEAN情報ネットワーク(ASEAN Information Network: AIN)を通じて、情報資源拠点を確立して東南アジア地域内における情報格差の解消を目指している。

現地訪問調査においても、海外の公立図書館に対する図書館の管理運営に関するアドバイスや図書館の管理運営の受託を意識し海外向け図書館業務コンサルティング会社を設置するなど、NLBの成長ノウハウを国外に提供する意識が強いことが判明した。

¹⁴ 同協議会は、1970年にASEAN(東南アジア諸国連合)の設立に触発され、1970年にシンガポールに創立された。設立当初、シンガポール図書館協会(LAS)とマレーシア図書館協会を中心に7カ国の図書館界から構成されていたが、現在10カ国までに拡張している。